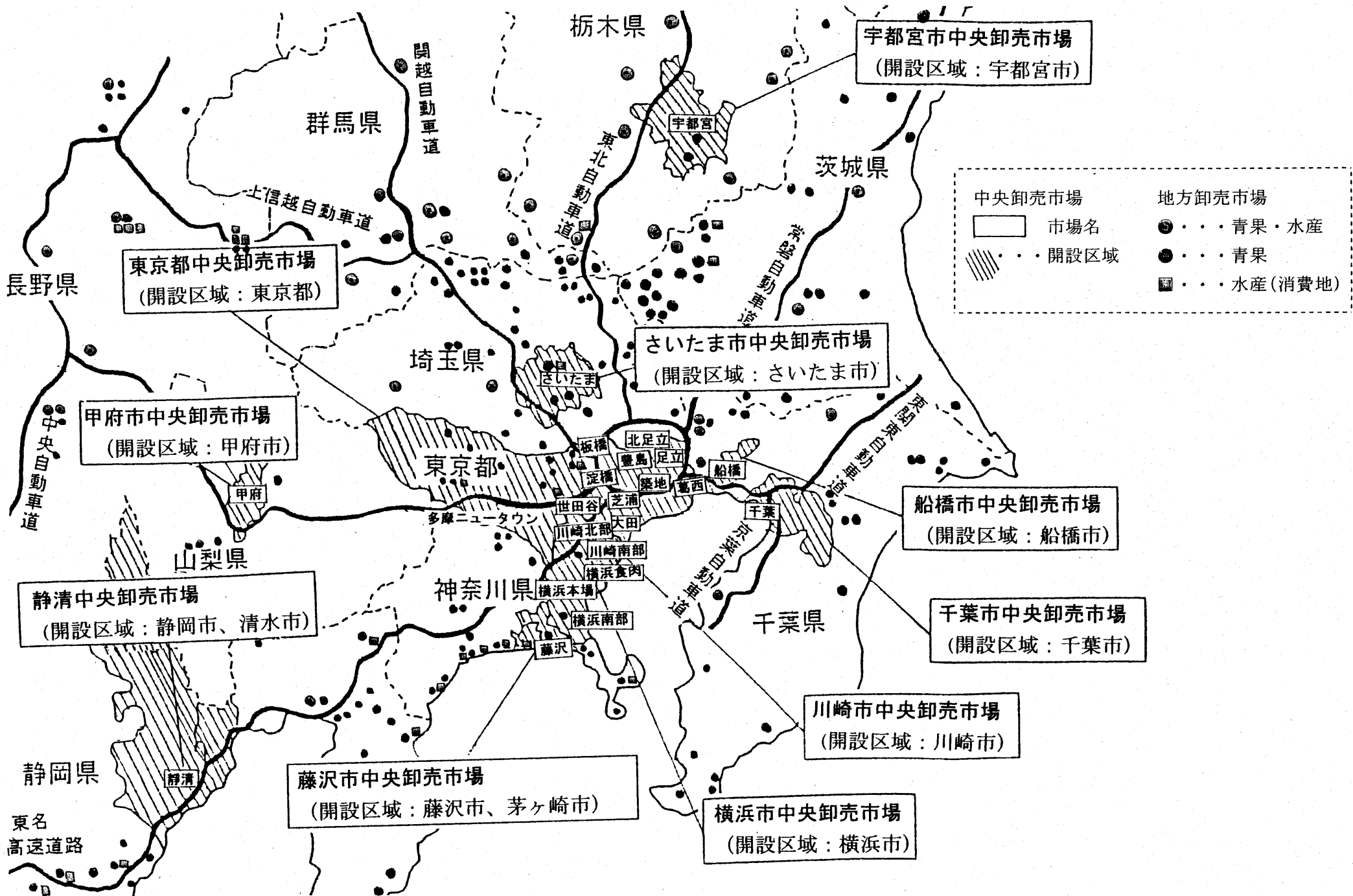


関東地域における中央卸売市場と地方卸売市場の設置状況

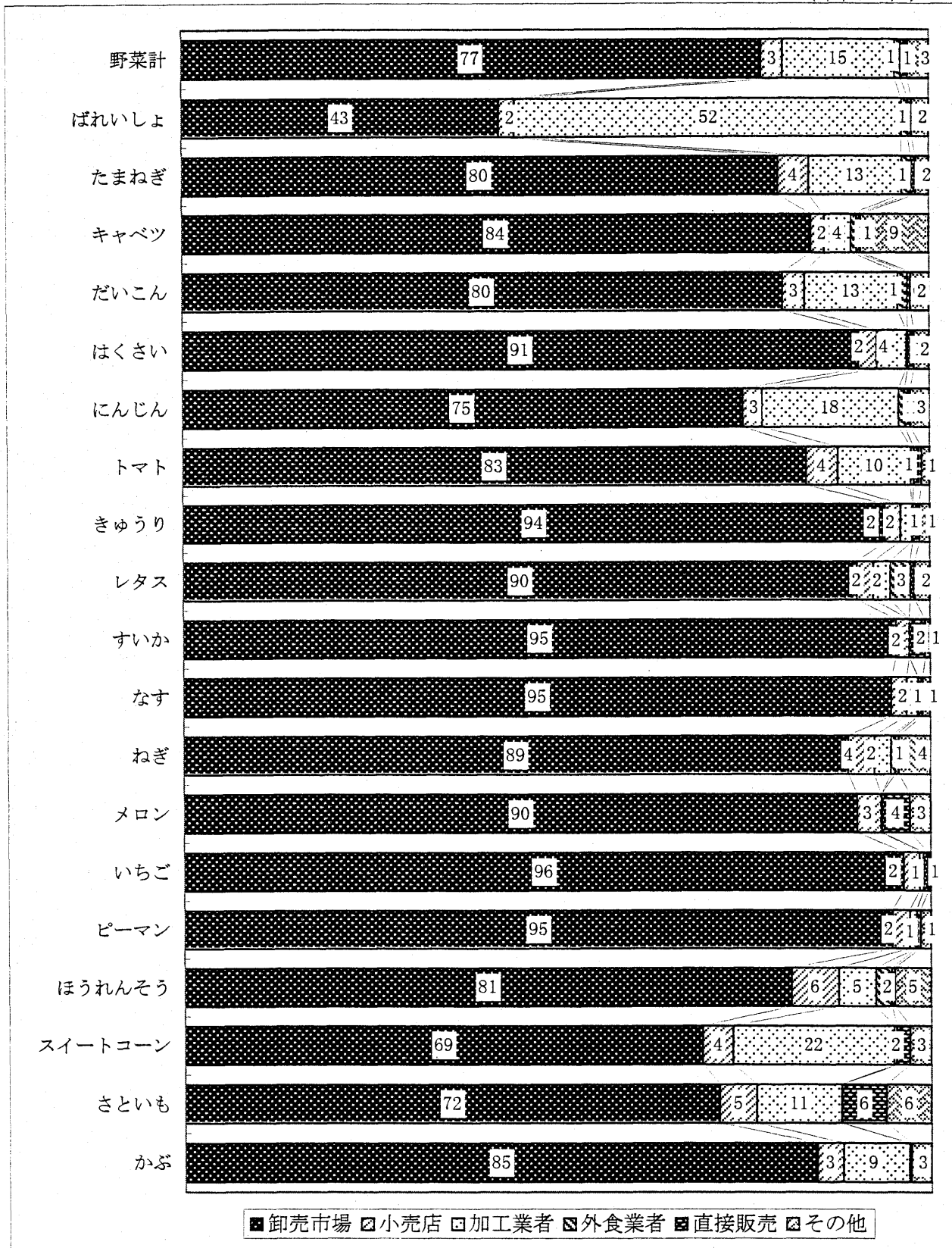


2 業務用需要の流通実態について

(1) 青果物の仕向先別出荷数量割合 (平成12年)

① 国内産野菜

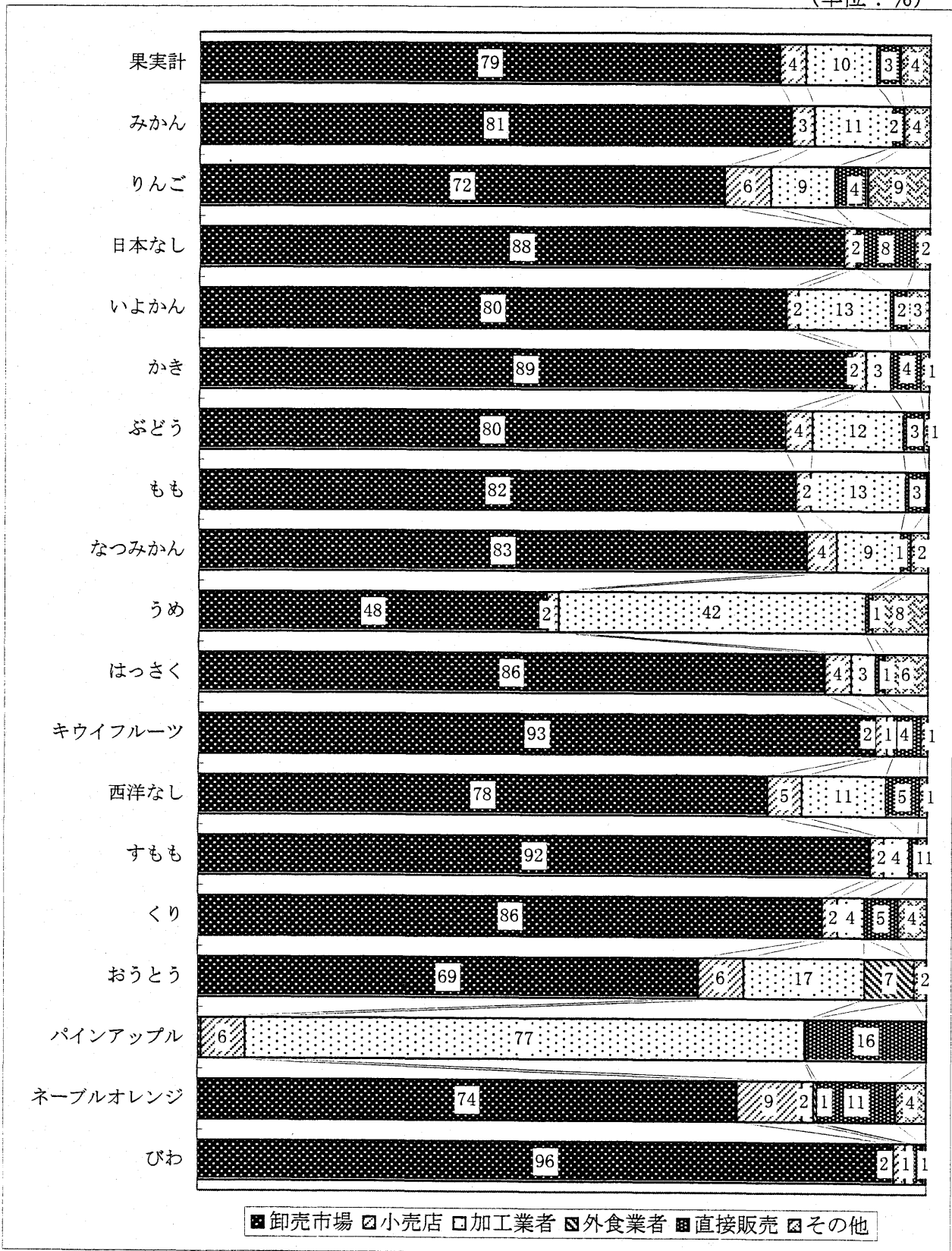
(単位：%)



資料：農林水産省統計情報部「平成13年青果物集出荷機構調査結果の概要」
 注：平成13年5月現在で野菜を取り扱った集出荷組織(3,660組織)に対する
 自計申告調査による。(出荷量894.1万トン)

② 国内産果実

(単位：%)



資料：農林水産省統計情報部「平成13年青果物集出荷機構調査結果の概要」
 注：平成13年5月現在で果実を取り扱った集出荷組織(2,280組織)に対する自計申告調査による。(出荷量236.5万トン)

(2) 食品産業における野菜の仕入先(複数回答、数量ベース)(平成11年)

(単位:%)

	生 原 体					加工品
	4業種平均	冷凍調理	レトルト	漬物	惣菜・弁当	4業種平均
生産農家	14.6	9.6	0.0	22.8	2.1	0.1
集出荷業者	14.5	17.1	25.3	14.5	7.6	5.5
農協	12.4	14.4	28.8	11.9	5.3	2.2
卸売市場	37.8	18.6	22.6	44.1	46.3	2.6
カット業者	7.6	12.2	11.1	1.2	19.8	45.6
消費地問屋	7.5	16.1	11.1	1.2	15.2	2.4
ベンダー	0.4	0.0	0.0	0.7	0.0	2.0
輸入商社	2.4	4.0	1.1	1.8	3.0	19.9
食品加工メーカー	1.3	4.0	0.0	0.7	0.7	16.6
その他	1.4	4.0	0.0	1.1	0.0	3.1
計	100	100	100	100	100	100
調査数	124社	25社	9社	67社	23社	98社

資料:(社)農協流通研究所「食品産業における原料調達に関する調査」(平成11年)

注)1 調査概要

調査対象:東京、大阪、名古屋等を中心に全国の冷凍調理食品製造業、レトルト食品製造業、漬物製造業、惣菜・弁当製造業

調査時期:アンケート調査/平成10年11~12月

ヒアリング調査/平成11年1~2月

2 4業種とは、冷凍調理食品製造業(46社)、レトルト食品製造業(20社)、漬物製造業(77社)、惣菜・弁当製造業(27社)である。なお、()内は有効回答数。

3 各社の回答から数量ベースで比率を算出。

4 仕入先のベンダーとは、記載されているもの以外の納入業者をいう。

(3) 外食産業の業種別の国産生鮮野菜類の仕入先(複数回答)

(平成11年)

① 本部仕入

(単位:回答数、%)

	全体	仲卸・ 業務用 問屋	農家と 関係の ある 流通 業者	農家・ 生産 者グ ループ	JA単 協・経 済連	不明・ その 他
全体	47	63.8	19.1	17.0	8.5	19.1
日本料理店	12	75.0	16.7	25.0	8.3	16.6
西洋料理店	10	30.0	30.0	30.0	20.0	30.0
中華料理・その 他の東洋料理	5	60.0	20.0	—	—	20.0
焼肉店	1	100.0	—	—	—	—
一般食堂	5	60.0	20.0	—	—	20.0
酒場・ピア ホール	4	50.0	25.0	25.0	—	25.0
ホテル・旅館	6	83.3	—	—	16.7	16.7
その他	4	100.0	25.0	25.0	—	—

資料:(財)外食産業総合調査研究センター「平成11年度 国産食材利用増進推進事業報告書」(平成12年)

注) 調査概要

調査対象: そば・うどん店、すし店を除く飲食店を営業している企業3,000社

調査方法: 郵送・回収法

回収数: 配布数3,000社のうち323社回収 回収率10.8%

調査時期: 平成11年9月10日～9月30日

② 店舗仕入

(単位:回答数、%)

	全体	小売 店	卸を 行って いる小 売	仲卸・ 業務用 問屋	農家と 関係の ある 流通 業者	農家・ 生産 者グ ループ	JA単 協・経 済連	本部・ 本店	不明・ その 他
全体	293	35.2	38.9	29.7	3.1	6.1	1.4	4.1	3.0
日本料理店	63	28.6	44.4	36.5	1.6	3.2	1.6	3.2	—
西洋料理店	73	35.6	45.2	24.7	5.5	12.3	1.4	1.4	2.7
中華料理・その 他の東洋料理	52	50.0	21.2	23.1	5.8	3.8	1.9	—	9.6
焼肉店	27	40.7	40.7	22.2	—	3.7	—	—	—
一般食堂	6	16.7	50.0	33.3	—	—	—	—	16.7
酒場・ピア ホール	34	47.1	38.2	17.6	2.9	2.9	—	—	2.9
ホテル・旅館	33	12.1	39.4	54.5	—	9.1	3.0	3.0	—
その他	5	20.0	40.0	40.0	—	—	—	—	—

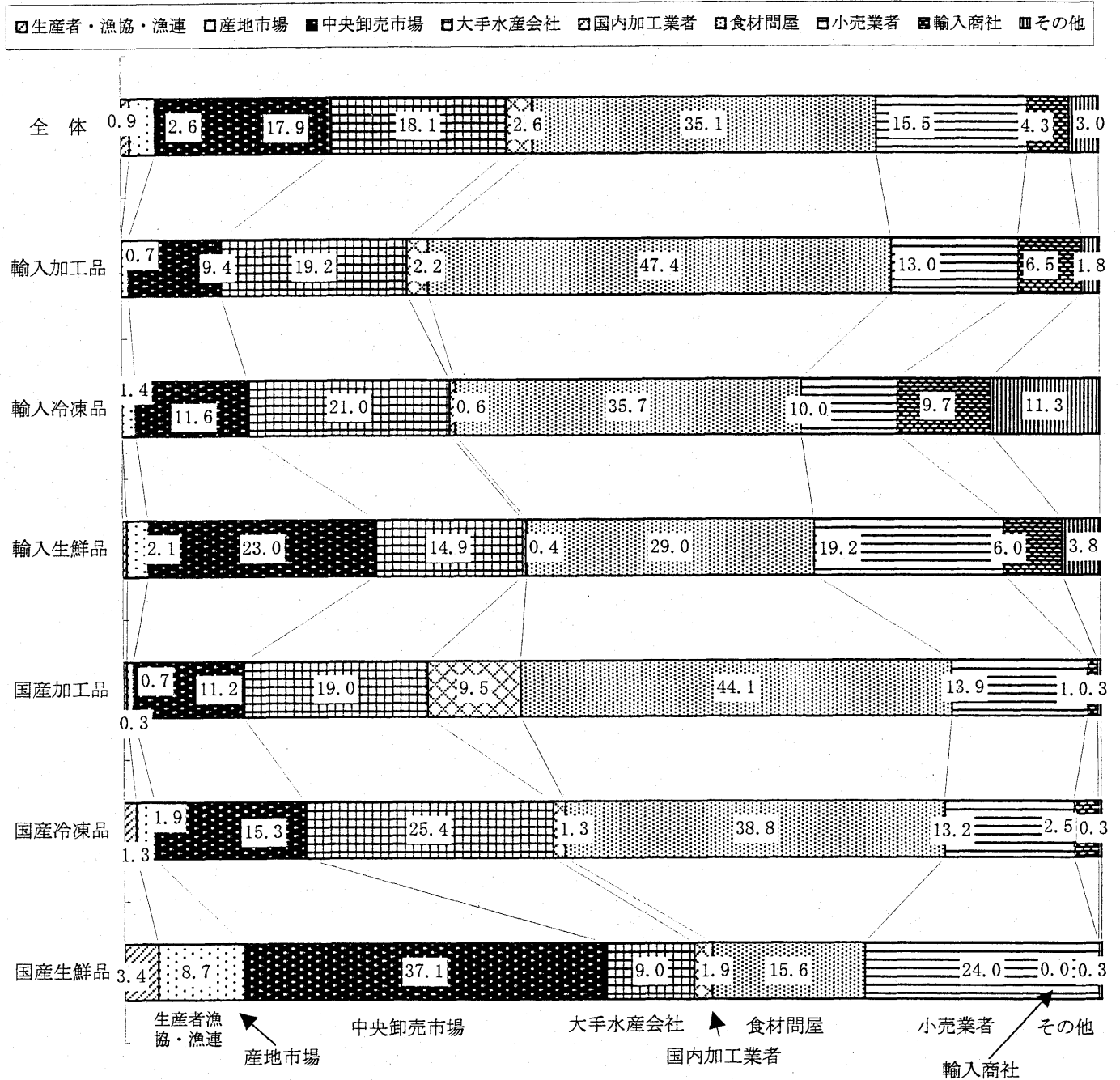
資料:(財)外食産業総合調査研究センター「平成11年度 国産食材利用増進推進事業報告書」(平成12年)

注) 上記表に同じ。

(4) 水産物の仕入先

① 外食産業（平成8年）

(単位：%)



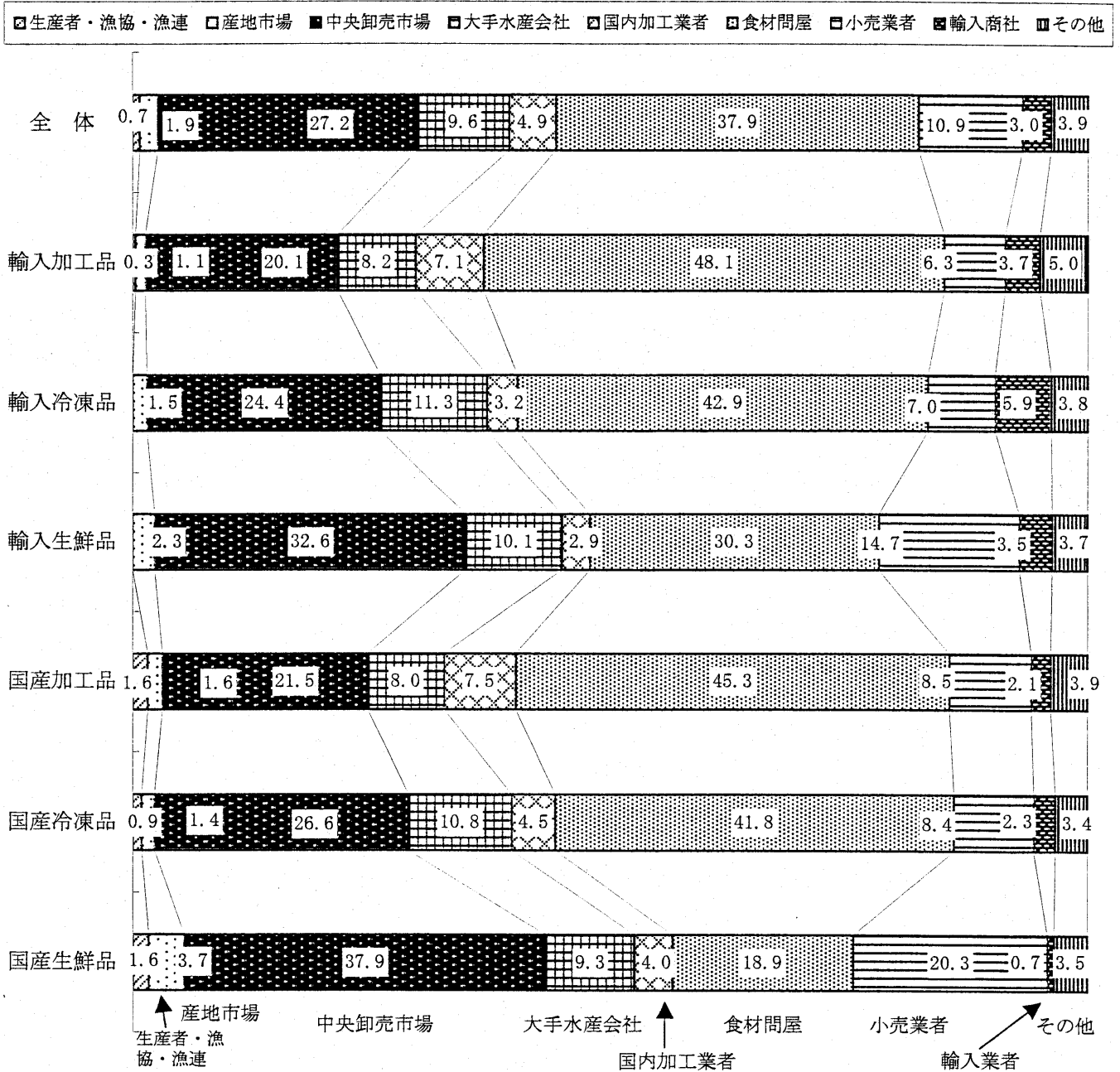
資料：(社)大日本水産会「水産物を中心とした消費に関する調査(外食産業調査)」(平成9年3月)

注1：調査方法はアンケート調査による。(回答数：372)

注2：比率は項目毎に無回答を除いて集計した。

② 中食産業（平成9年）

（単位：％）



資料：（社）大日本水産会「水産物を中心とした消費に関する調査（中食産業調査）」
（平成10年3月）

注1：調査方法はアンケート調査による。（回答数：543）

注2：比率は項目毎に無回答を除いて集計した。

3 輸入生鮮食品等の流通実態

(1) 主な生鮮野菜の輸入数量と卸売数量 (平成12年)

(単位:千トン)

品目	輸入数量(A)	輸入農産物の卸売市場取扱数量(B)	(B)/(A)%
輸入野菜計	971	447	46
かぼちゃ	133	117	88
たまねぎ	262	77	29
ブロッコリー	79	49	62
生しいたけ	42	29	69
ごぼう	82	23	28
ねぎ等	42	21	50
にんにく	29	19	66
えんどう	21	18	86
アスパラガス	25	14	56
しょうが	48	14	29
トマト	13	8	62
さといも	20	5	25

資料:財務省「貿易統計」、農林水産省統計情報部「青果物卸売市場調査報告」

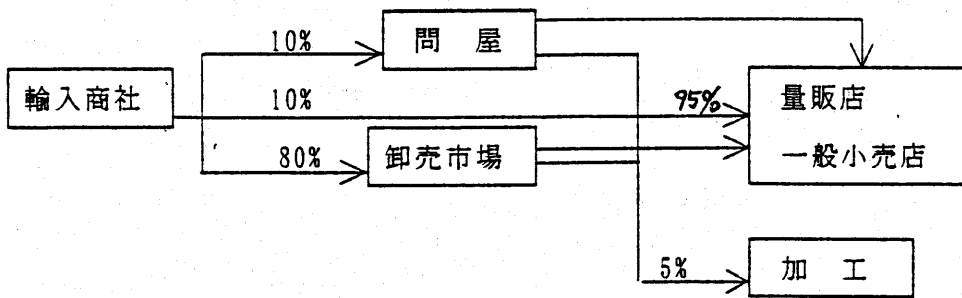
注1:輸入数量は貿易統計、卸売数量は青果物卸売市場調査報告による。

注2:輸入農産物の卸売市場取扱量は、市場での輸入野菜の取扱数量である。

注3:品目のうち「えんどう」については、青果物卸売市場統計調査の「えんどう」、貿易統計の「さやえんどう」を対象としている。

(2) 主な輸入野菜の国内流通経路

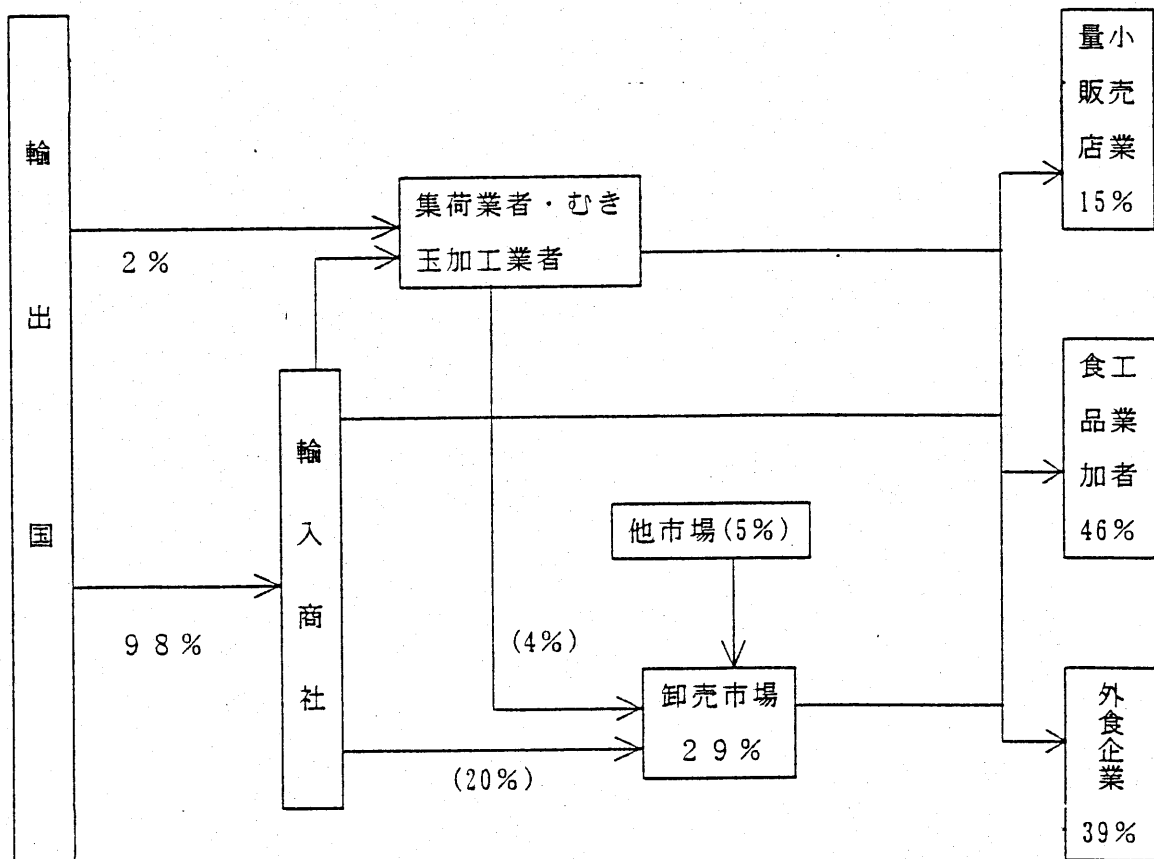
(かぼちゃ)



資料：野菜供給安定基金「輸入急増野菜の国内流通実態」(平成10年3月)

注：全輸入量の過半を占める計6社の専門商社からのヒアリングにおいて各社の卸売市場向け販売が6～9割となっている等の回答結果から野菜供給安定基金推計。

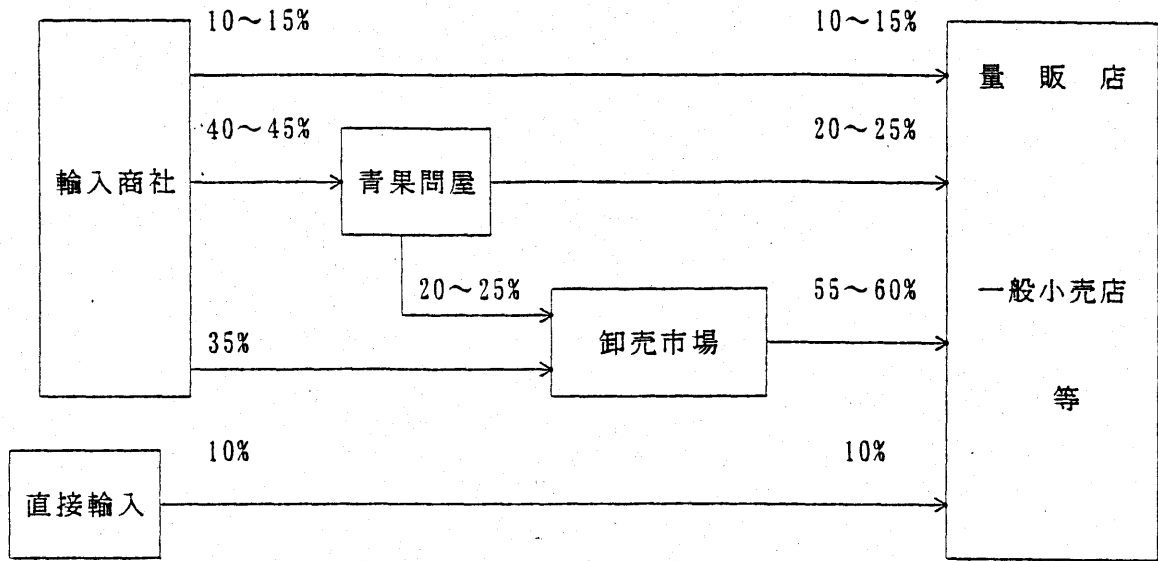
(たまねぎ)



資料：野菜供給安定基金「輸入急増野菜の国内流通実態」(平成10年3月)

注：農協流通研究所「たまねぎ流通構造実態調査」、卸売市場における輸入たまねぎ取扱比率等から野菜供給安定基金推計。

(ブロッコリー)



資料：野菜供給安定基金「輸入急増野菜の国内流通実態」(平成9年3月)

注：全輸入量の過半を占める計3社の商社からのヒアリングにおいて各社の卸売市場向け販売が6割程度となっている等の回答結果から野菜供給安定基金推計。

(3) 食品産業における主な輸入野菜の使用比率(平成9年度)

(単位:%)

	4業種平均	冷凍調理	レトルト	漬物	惣菜・弁当
はくさい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
キャベツ	6.5	13.3	0.0	0.0	3.2
トマト	3.2	10.4	1.7	0.0	38.8
なす	31.4	0.0	41.7	36.0	1.5
だいこん	13.2	0.6	0.0	15.2	0.0
にんじん	28.6	20.9	39.3	3.8	7.2
ばれいしょ	3.0	4.4	0.0	0.0	0.0
たまねぎ	11.8	10.4	14.0	3.0	12.5
年間野菜総仕入	22.9	15.3	18.7	37.2	13.9

資料:(社)農協流通研究所「食品産業における原料調達構造に関する調査」

(平成11年)

注)1 調査概要

調査対象:東京、大阪、名古屋等を中心に全国の冷凍調理食品製造業、レトルト食品製造業、漬物製造業、惣菜・弁当製造業

調査時期:アンケート調査/平成10年11~12月

ヒアリング調査/平成11年1~2月

2 4業種とは、冷凍調理食品製造業(46社)、レトルト食品製造業(20社)、漬物製造業(77社)、惣菜・弁当製造業(27社)である。なお、()内は有効回答数。

(4) 外食産業の業種・業態別、仕入に占める野菜の割合(平成11年)

(単位:%)

		回答数	食材費に占める野菜の比率	野菜仕入額に占める国産野菜類の比率	国産野菜仕入額に占める生鮮野菜類の比率
全体		238	21.5	77.6	72.9
業種	日本料理店	51	24.0	79.7	67.5
	西洋料理店	66	18.6	74.7	74.5
	中華料理・その他の東洋料理店	41	25.4	78.1	73.2
	焼肉店	22	13.5	86.0	77.4
	一般食堂	5	33.2	86.0	86.0
	酒場・ビアホール	23	22.7	75.6	77.8
	ホテル・旅館	24	22.1	71.3	65.2
	その他	6	15.0	82.3	83.8
業態	ファーストフード	3	10.8	100.0	100.0
	ファミリーレストラン	42	20.0	82.9	75.8
	カジュアルレストラン	48	21.6	72.7	72.0
	ディナーレストラン	94	22.0	76.6	69.2
	その他	51	22.4	78.2	76.4

資料:(財)外食産業総合調査研究センター「平成11年度 国産食材利用増進推進事業報告書」(平成12年)

注)調査概要

調査対象:そば・うどん店、すし店を除く飲食店を営業している企業3,000社

調査方法:郵送、回収法

回収数:配布数3,000社のうち323社回収 回収率10.8%

調査期間:平成11年9月10日~9月30日

4 市場流通における商流と物流の実態について

卸売市場法第39条ただし書（第2号）の規定に基づく
市場外にある物品の卸売の割合（事例）

	数 量	金 額
A社 (青果)	2.3%	3.4%
B社 (水産)	6.2%	6.7%

資料：農林水産省流通課調べ

(参考)

卸売市場法（抜粋）

第39条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第15条〔卸売業務の許可〕第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 〔略〕

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程の定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱す恐れがないと認めたとき。

5 卸売業者、仲卸業者の関連子会社を含めた経営状況について

卸売業者（中央卸売市場）の支配関係法人について（事例）

（青果）

（単位：百万円）

青果物卸売業者10社合計		資本金	売上高	税引後当期利益	
		2,579	710,598	560	
支配関係法人					
事業内容	合計	法人数	資本金	売上高	税引後当期利益
		49	2,442	258,603	△700
青果物卸売業	12	695	124,964	△297	
貿易業	12	500	93,146	△657	
包装・加工業	5	75	14,892	117	
保管・運送業	5	89	1,375	14	
青果物販売業	3	115	17,041	△12	
その他	12	968	7,185	135	

（水産）

（単位：百万円）

水産物卸売業者10社合計		資本金	売上高	税引後当期利益	
		21,360	1,137,416	△760	
支配関係法人					
事業内容	合計	法人数	資本金	売上高	税引後当期利益
		69	10,829	545,681	114
水産物卸売業	22	8,119	456,240	△384	
冷蔵・保管・運送業	15	1,630	26,485	362	
包装・加工業	7	270	35,194	△182	
水産物販売業	6	130	17,477	△13	
その他	19	680	10,285	331	

資料：農林水産省流通課調べ

注：1. 支配関係法人とは、他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林水産省令で定める関係をいう。

2. 青果・水産とも取扱額上位10社の卸売業者の支配関係法人について取りまとめたものである。

仲卸業者（中央卸売市場）の子会社について（事例）

（青果）

（単位：百万円）

青果物仲卸業者 7 社合計		資本金	売上高	税引後当期利益
		195	53,126	446
子 会 社				
事業内容	合計	資本金	売上高	税引後当期利益
	会社数			
	12	280	31,805	107
貿易業	2	114	19,479	28
青果物販売業	4	108	6,317	64
青果物加工業	2	25	4,673	9
青果物仲卸業	3	20	1,031	6
その他	1	13	305	△ 0

（水産）

（単位：百万円）

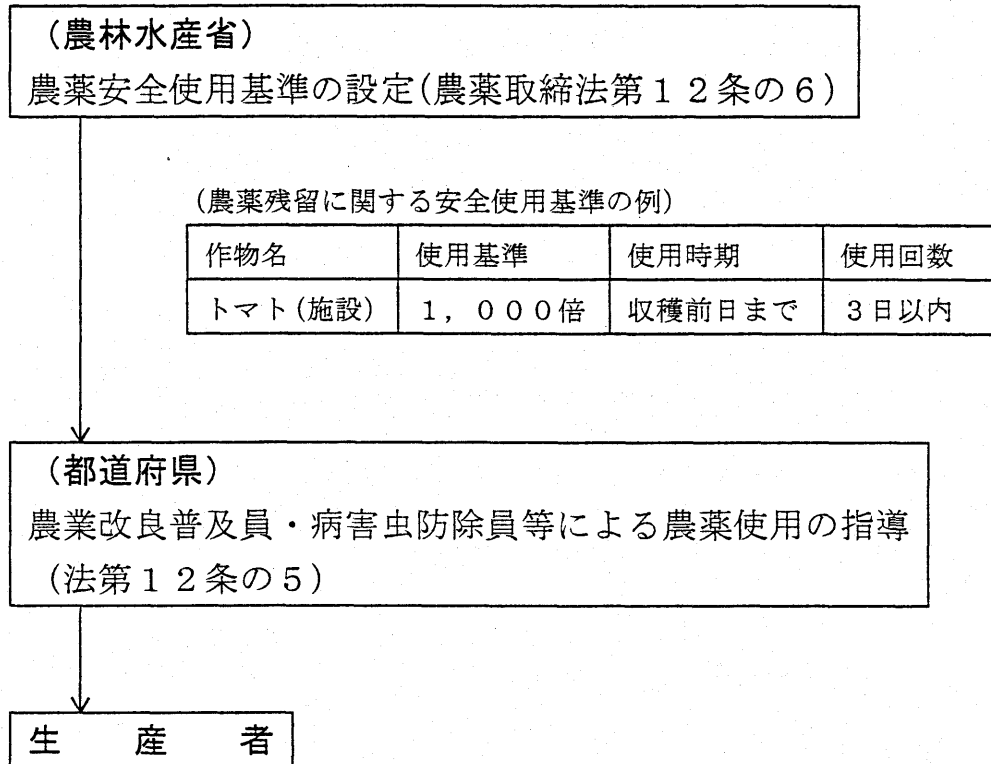
水産物仲卸業者 3 社合計		資本金	売上高	税引後当期利益
		147	15,661	△ 8
子 会 社				
事業内容	合計	資本金	売上高	税引後当期利益
	会社数			
	5	158	27,354	205
水産物販売業	2	120	26,408	178
水産物加工業	1	25	910	25
水産物仲卸業	1	3	35	0
その他	1	10	1	2

資料：農林水産省流通課調べ

注：子会社とは、支配関係法人に準じて東京都・大阪市・福岡市中央卸売市場において事例的に調査したものである。

6 農産物の残留農薬等の監視について

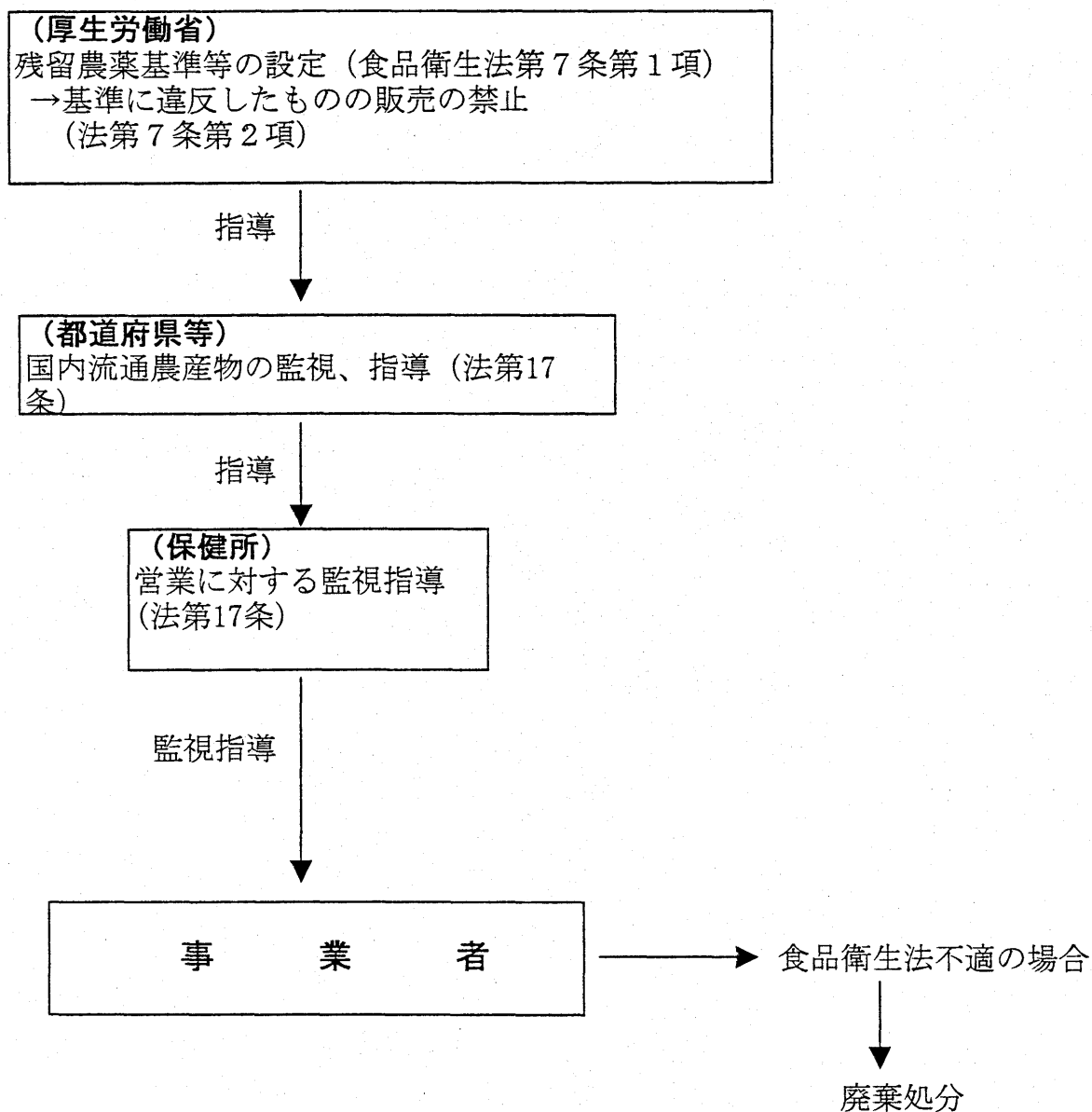
① 野菜産地における農薬使用の指導体制



② 卸売市場における衛生検査体制

- ・市場衛生検査所においてサンプリング検査を実施。
- ・東京都中央卸売市場の場合、国産青果物については各検査所・出張所毎に年間20検体程度、輸入青果物については年間100検体程度(入荷量の多い品目、最近検査をしていない品目)の検査を実施。

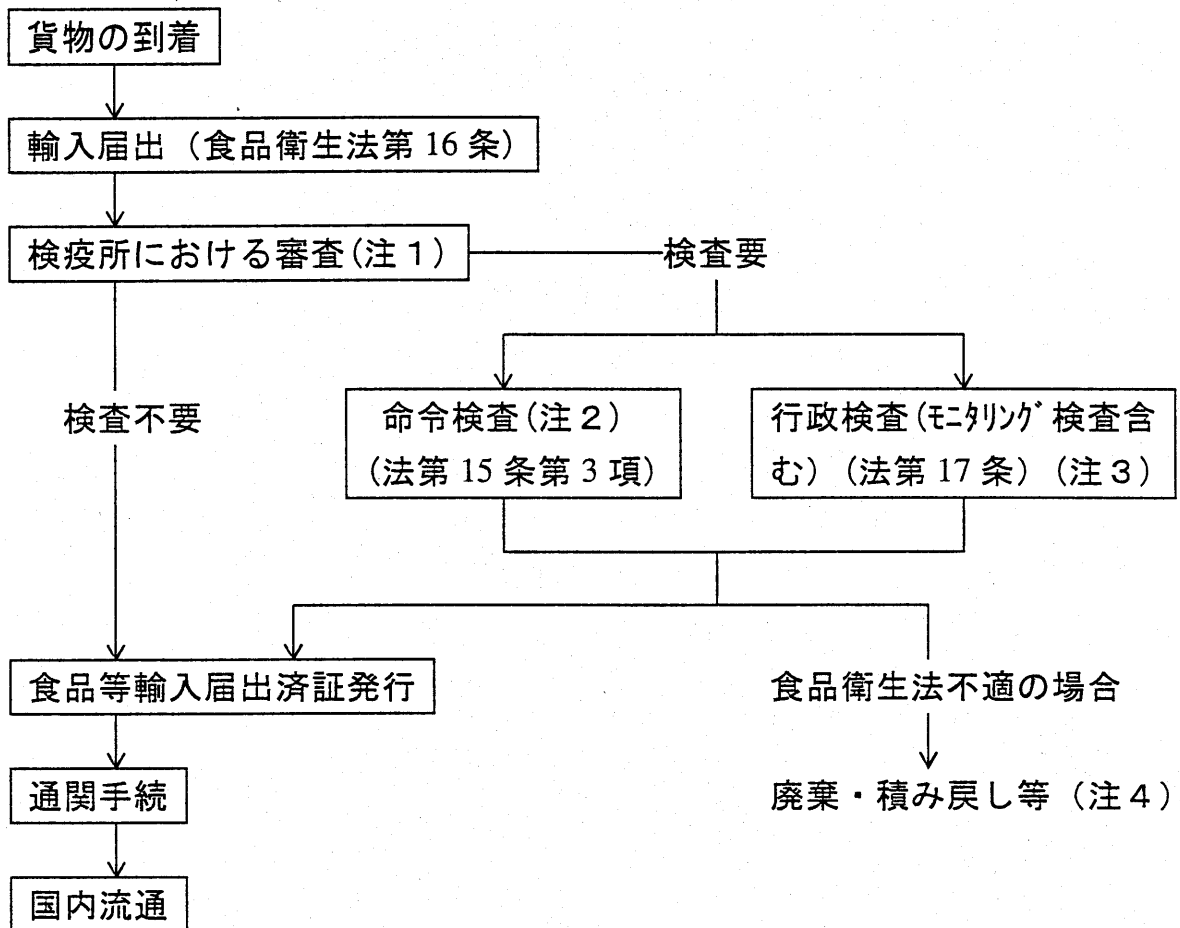
③ 国内流通農産物の販売店等に対する監視体制



注) 東京都の場合、平成13年度においては、夏季に延べ約15万軒、歳末に約5万軒の食品関係施設に立入検査を実施。また、東京都では、この他に、広域性があり、かつ緊急に有害食品等を排除する必要性が生じたときに特別区と協力して「緊急監視」を実施することとしている。

④ 輸入野菜の監視体制

(受理機関 3 1 海空港
食品衛生監視員 2 6 4 名)



注 1 : 輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに、食品衛生法に規定される製造基準に適合しているか、添加物の使用基準は適切であるか、有毒有害物質が含まれていないか、過去衛生上の問題があった製造者・所であるかについて確認。

2 : 輸出国の事情、食品の特性、同種食品の不適合事例から、食品衛生法不適合の蓋然性が高いと判断される食品等について、厚生労働大臣の命により、輸入者自らが費用を負担し検査を実施し、適法と判断されるまで輸入手続きを進めることができない。対象となる品目は政令で定められ、実施する品目の詳細については年度毎に決定される。

3 : 食品衛生法不適合の蓋然性が低い食品等について、品目毎の年間輸入量及び過去の不適合実績を勘案した年間計画に基づいて行われる「モニタリング検査」と、初回輸入食品等の検査、食品衛生法に不適合な食品等の確認検査、輸送途中で事故が発生した食品等の確認検査等がある。

4 : 平成 1 2 年の輸入食品等届出件数は約 1 5 5 万件、うち検査件数は約 1 1 万件、検査の結果不適合となり積み戻し又は廃棄等の措置がとられた件数は約 1 千件である。